

西宮市と雇用対策協定を締結

令和4年3月14日（月）西宮市と厚生労働省兵庫労働局は、より緊密に連携して雇用対策に取り組むため、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に基づく「雇用対策協定」を締結しました。

協定の目的

西宮市が策定した「第5次西宮市総合計画」の年目標「未来を拓く文教住宅都市・西宮～憩い、学び、つながりのある美しいまち～」の推進に向けて連携し、市内企業の成長発展・人材確保、雇用・労働環境の改善と就業支援の強化など、総合的、効率的かつ一体的に雇用対策を取組むこと。



西宮市雇用対策協定

第1条（目的）

この協定は、西宮市（以下「市」という。）と厚生労働省兵庫労働局（以下「労働局」という。）が、市において策定した「第5次西宮市総合計画」の都市目標「未来を拓く 文教住宅都市・西宮 ～憩い、学び、つながりのある美しいまち～」の施策の推進に向けて実施する「西宮市働きやすいまちづくりプラン」の推進における効果的な雇用対策に取り組むため、綿密な連携のもとに市内企業の人材確保と就業支援の強化などについて、総合的、効果的かつ一体的に取り組むことを目的として締結する。

第2条（事業内容等）

市及び労働局は、前条の目的を達成するため、共通の数値目標のもとに具体的な取組の内容及び実施方法を「西宮市雇用対策協定に基づく事業計画」（以下「事業計画」という。）に定めるものとする。

第3条（要請等）

市長及び労働局長は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため、必要な要請を相互に行うことができ、これに誠実に対応するものとする。

第4条（運営協議会等）

市と労働局は、この協定書に基づく事業を計画し、実施するために運営協議会を設置する。

- 2 運営協議会は必要の都度開催することとし、事業計画及び事業報告を審議する。
- 3 運営協議会の下に事業内容の詳細な検討を行うため作業部会を設置する。

第5条（秘密保守）

この協定に基づく雇用対策に関する取組において、市及び労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持することとする。

ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合は、この限りではない。

第6条（その他）

この協定に定めのない事項が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、市及び労働局は誠意を持って協議し、定めるものとする。

- 2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定書が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

附 則

この協定は、締結する日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、西宮市長、厚生労働省兵庫労働局長が署名のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 4 年 3 月 14 日

西宮市長

石井 武志郎

厚生労働省兵庫労働局長

鈴木 一光